

傍聴参加をお願いします

東京地裁 4回  
高知地裁 8回

# 口頭弁論 ビキニ被ばく船員訴訟

1946～58年、米国がマーシャル諸島周辺で67回の核実験を行いました。ビキニ被ばく船員訴訟は、1954年3月から5月の水爆実験で発生した放射性降下物(フォールアウト)による内部被ばくで、当時操業中に被災したマグロ漁船員が、救済を求める裁判です。東京地裁では、全国健康保険協会に労災申請を却下したことを取り消させ、船員保険の適用を求める裁判です。また高知地裁では、日米合意で政治決着した国に対して、損害賠償を求める権利を奪ったとして、損失補償を求める裁判です。

## ○高知地裁 5月24日(金)午後2時～ 第205法廷報告集会&記者会見

13時20分に地裁東側の堀端に集合し、行進して入廷します。

傍聴者が多い場合、抽選となります

## 報告集会&記者会見 午後2時40分(予) 高知城ホール3F 県教組会議室

○東京地裁では、5月14日(火)午前11時から第409法廷を、約50人の傍聴者で満席となった中、第4回口頭弁論が行われました。その後、東京弁護士会館へ移動し報告集会と記者会見を行いました。



高知地裁第7回口頭弁論 2024.2.16



左のQRコードから、裁判の動きをお伝えしています

オンライン参加を希望される方は、メールで問い合わせをしてください。

問合せ先:e-mail:kochigensuikyou@outlook.jp

主催: ビキニ被ばく船員訴訟を支援する会

高知県原水協 TEL: 088-875-3917